

防災業務計画

平成 29 年 6 月

ヤマト運輸株式会社

第1章 総則

(計画の目的)

第1条 この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）（以下、「**災対法**」という）に基づき、ヤマト運輸株式会社（以下、「**当社**」という）が災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を迅速かつ的確に実施して、運送の確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 当社が**災対法**その他の法令に基づき、国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関と連携協力し、防災業務の迅速かつ的確な実施に万全を期するものとする。

2 防災業務の実施にあたっては、平素から関係機関との連携体制の整備に努める。

第2章 防災体制の確立

(活動体制の整備)

第3条 防災に関する業務を的確かつ円滑に推進するため、全社的に必要な体制を組織する。

2 災害に際し、有効適切な防災業務を実施する必要があると認めるときは、対策本部を設置する。

3 対策本部の構成員は「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定める。

第3章 災害予防に関する事項

(当社施設等に関する備え)

第4条 災害発生時において、当社施設及び設備の応急の復旧を行うため、災害に対する既存の防災対策を有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資材を整備するよう努める。

2 関係機関からの指導等により当社施設について、安全確保のための方策を講じるよう努める。

3 従業員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、社屋が被災した場合に備えて、避難路の確保、避難誘導についての「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」への整備等を図る。

(緊急参集体制の整備)

第5条 当社は、防災活動を行うため、関係社員の緊急参集等についてあらかじめ必要な事項を定め、関係社員に周知する。必要な事項については「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定める。

(運送に関する備え)

第6条 緊急物資の運送が円滑に実施されるよう、あらかじめ国、地方公共団体等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

(備蓄)

第7条 防災活動を行うため必要な食料、飲料水、燃料等の備蓄もしくは調達体制の整備を図るものとする。

(防災訓練)

第8条 当社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合においては関係社員が迅速かつ的確に防災業務を遂行し得るよう、大規模災害等を想定した教育及び訓練を実施するよう努める。

第4章 災害応急対策に関する事項

(活動体制の確立)

第9条 災害応急対策の実施体制として、必要に応じて本社対策本部を設置する。なお、本社対策本部の設置に関する事項は「ヤマト運輸株式会社事業継続計画」に定めるものとする。

(情報連絡体制の確保)

第10条 前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 通信経路の確保については、すべてに優先して努力し、早期復旧を図る。

(運送の確保)

第11条 国、地方公共団体等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合には、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない場合等、正当な理由がない限り、これらの運送を行うよう努める。

第5章 災害復旧に関する事項

(応急の復旧)

第12条 災害が発生した場合、施設及び設備について、安全の確保に配慮した上で、速やかに緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に復旧のための措置を実施する。

2 復旧のために必要な措置を講じるにあたって、自らの人員、車両、又は資材等によって的確かつ迅速な措置を講じることができない場合には、速やかに国、地方公共団体、指定公共機関等に対し、それぞれ必要な人員、車両、又は資材等の提供、技術的助言、その他復旧のために必要な措置に関し、支援を求める。

- 3 本社対策本部は、必要に応じ、応急の復旧の実施状況を国、地方公共団体、指定公共機関等に報告する。

第6章 地震防災強化計画

第13条 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく「地震防災強化計画」は、地震防災対策強化地域の指定が行われる都度別に定める。

第7章 計画の適切な見直し

（計画の検討、変更）

- 第14条 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、内閣総理大臣に報告するものとする。
- 2 この計画の変更に当たっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努める。
 - 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。